

## 『リオオリンピック』

先日、日本史上最高数のメダルを獲得し盛り上がったオリンピックも終わりました。

今回は、そんなアスリートの言葉を紹介させていただきます。

「やれることはすべてやる」それを毎日継続して行うことは一番苦しいことであり、とても大変なことである。でもそれさえちゃんとしていれば、結果が出てない時でも後悔せずに満足できる。

イチロー

やれることはすべてできているかをまず考えてから、結果について振り返ろう。毎日確実にやれることを実行していれば、たとえ結果が出なくても納得できるしどこが改善できるかもわかる。実行していなければ、改善点すらも分からない。

オリンピックで活躍した数々のアスリートもそういったことができているのだと思います。

わかっている自分でも知らないうちに、どこかで無意識に逃げ道(できない理由)をついつい探してしまうものです。それは産まれた時から強い人など一人もいないから仕方のないことです。

ただ、結果が出ないからと諦めてしまうことのないように日々一生懸命に自助努力を続けていきたいと思います。

セントラル税理士法人  
代表社員 宮下 裕規



# 確定申告に向けて

もうしばらくすると年末ということもあり、確定申告を意識する時期になりました。(会計事務所のものだけでしょうか...?)  
ということで、確定申告に向けての再確認をしましょう♪



## ①ふるさと納税

寄付をする代わりに、所得税・住民税が安くなる仕組みのことです。  
自分の応援したい市町村に寄付することができます。

3万円の寄付で60キロのお米がもらえる自治体もあるそうです。  
もう10月ですが、まだ間に合いますのでご興味ある方は、チャレンジしてみ  
てはいかがでしょうか？



## ②医療費控除

医療費控除とは病気や怪我のために病院へ入院や通院した際、主に治療にか  
かった費用等を申告したら税金の一部が戻ってきますという制度です。

### ・対象となるのは誰の医療費？

⇒生計を共にしている「自分の家族」の分も含めた医療費の総額です。

### ・いくら医療費から控除できる？

⇒自分と家族を合わせた医療費の合計が「10万円」を超えた部分で上限「200万  
円」までが対象になります。

### ・いつ支払った医療費が対象になる？

⇒確定申告する前年の「1月1日」から「12月31日」までの期間です。

以上、確定申告に向けての再確認でしたが、いかがでしたでしょうか？  
今年もあと3ヶ月です。今まで上記の制度を活用されたことがない方はチャレン  
ジされてはどうでしょうか？

ご不明な点がございましたら、セントラル税理士法人までお電話ください♪



# JDL Web POSTBOXサービス

便利なWebサービスのご紹介

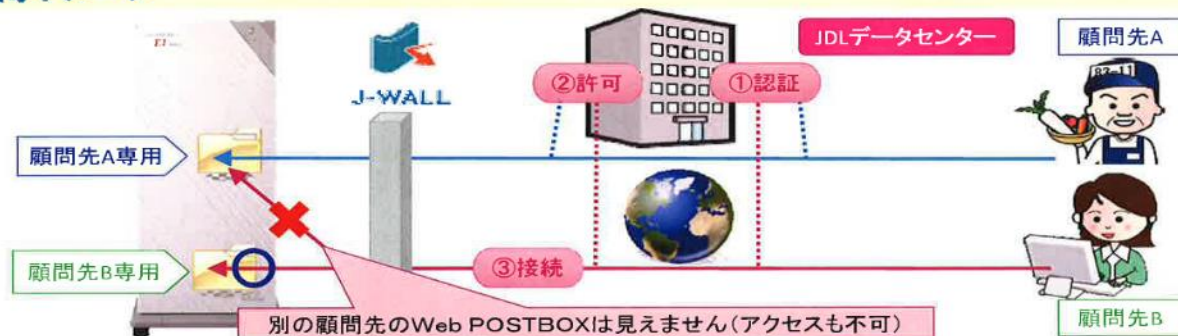
## Web POSTBOXの特徴

「Web POSTBOX」は、お客様が私書箱感覚で、わたしたち会計事務所にデータを送信できるシステムです。

① お客様のデータの受取がスムーズに行える

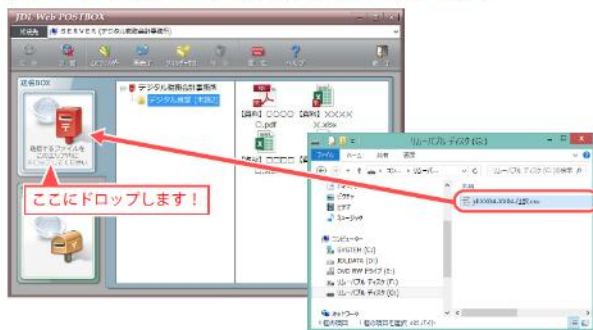
② 大容量データや機密情報の送信に万全なセキュリティ環境を実現

### 運用イメージ



ファイルのやり取りは簡単な操作で行えます。送信先も固定されているので送信ミスも防ぐことができます。

「エクスプローラー」等から、ファイルをドラッグ&ドロップします。



送信BOXにファイルが入り、相手の受信BOXでも確認できるようになります。



# セントラル税理士法人



真夏の暑い時期を過ぎ、少しだけ過ごしやすい季節になってきました。今年もこの時期になると次から次へと台風が発生しています。東海地方は今のところ、直撃は逃れていますが、最近の台風は勢力が強いものばかりで、台風が発生すると進路が気になっています。

地震とは違い、台風はある程度予測ができ、直前の対策はしやすいです。それでも、多くの被害が出ているのが現状となっています。

家にいる時、通勤中、事務所にいる時、外回りをしている時、様々な状況で、自然災害に遭遇する可能性があります。家族との連絡の方法、身の守り方、仕事関係のことなど、実際にその状況になった時の行動について、あらためて考えておきたいと思いました。



加藤



朝夕日毎に涼しくなり過ごしやすい日が増えてきました  
涼しくなってくるとそろそろ年末調整の時期だなと思います  
さて、年末調整の時期にいただく質問で多いものが扶養又は非課税の範囲です

今年では社会保険の法改正の施行もあり関心が高まっているかと思えます

一口に扶養、税金がかからない範囲と言っても下記のような違いがあり、質問いただいた方の状況によって答えが様々です  
所得税の扶養控除103万円、社会保険の被扶養者130万円、但し従業員501人以上の企業にお勤めで一定の場合106万円、住民税非課税100万円、扶養とは少し違いますが所得税の配偶者特別控除が受けられる範囲141万円等です

健康保険の被扶養者の判定については健康保険ごとに規定が違う場合があります

また、上記は給与所得のみの場合ですので他の所得がある場合は異なりますのでそれぞれ注意が必要です



宇都宮



CS突破できますか  
ねえ…。

いやあ  
どうだろう…

%&\$  
#@  
\*?  
○□  
△

